

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p><u>(駐車場の利用に関する標識)</u></p> <p><u>第3条の3 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>使用料の額</u></p> <p>(2) <u>業務時間</u></p> <p>(3) <u>使用料の徴収方法</u></p> <p>(4) <u>その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項</u></p> <p>2 <u>前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。</u></p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、<u>第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、第3条の3第1項中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「<u>指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場</u></u></p>	<p>(管理の代行等)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、<u>第3条の2第3項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て</u>」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「<u>指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て</u>」とす</u></p>

改正案	現 行
<p>の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>る。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (省略)</p>